



Title	基本権保障の法的論証作法：ドイツにおける防禦権のドグマティク
Author(s)	松本, 和彦
Citation	大阪大学, 1996, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.11501/3109877
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	まつもと かずひこ
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 12308 号
学位授与年月日	平成8年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	基本権保障の法的論証作法 —ドイツにおける防禦権のドグマティク—
論文審査委員	(主査) 教授 中山 熱 (副査) 教授 村上 武則 助教授 高橋 明男

論文内容の要旨

現代社会における利害関係の多様化・複雑化及び脱イデオロギー化は、基本権保障の意味するところをこれまで以上にわかりにくくしている。このことは、基本権と国家の関係が単純な対抗図式ではもはや理解不可能で、アンビヴァレンツにしか捉えられないところにも表れる。本論文は、こうしたアンビヴァレンツは合理的な議論を通じてしか対処できないという立場から、基本権保障のための合理的議論の成立条件を探り、その最も基本的な条件として、法的判断枠組を構築する必要性を主張する。そして、この法的判断枠組に準拠してなされる議論の仕方を基本権保障の法的論証作法と呼ぶ。

本論においては、基本権保障の法的論証作法がどんなものを意味するのかを具体的に明らかにする。そのための手がかりとして、本論文は、ドイツにおける防禦権のドグマティクを取り上げる。ドイツにおいては、基本権理論として、防禦権のドグマティクに関する研究がかなり蓄積されており、その成果には注目すべきものがある。他方、法的論証理論に関する研究も多いことから、両者を架橋することによって、基本権保障の理論構築に寄与できるのではないかというのが、本論文の意図である。

本論文は二部で構成されている。まず第一部においては、問題の所在を明らかにした上で、防禦権のドグマティクの法的構造を全体的に考察する。いわば一般論の部分である。防禦権のドグマティクの基本図式を基本権の保護領域、基本権制約、憲法的正当化の三段階からなる論証作法であると捉え、その具体的な内容と問題点を論じている。

第二部は一般論に対する応用論に当たる。ここでは、連邦憲法裁判所の国勢調査判決を例にとって、防禦権のドグマティクの実践的有用性を考察している。特に、三段階審査の各場面における議論の検討により、論証作法としての防禦権のドグマティクが、実践的に、どのように利用可能であるかを探っている。

最後に、わが国での防禦権のドグマティクの意味と可能性について、いくつかの考察を加えて、結びとしている。

論文審査の結果の要旨

本論文は自立した研究者としての力量を十分に示したものであり、違憲審査の領域で学会に一定の寄与をしている論文といえる。

わが国の違憲審査の手法は從来主としてアメリカの連邦最高裁の判例に習ってきたが、そこで審査のプロセスは未だ必ずしも統一されておらず、したがってわが国でもかなりまとまりを欠く。そこにドイツの筋道のとおった法的論証作法を提示することはおおいに有意義であり、また論文で示された審査のプロセス、判断枠組は十分参考に値するもので、この点で学会に寄与した論文である。

ドイツとわが国の関係論文を多数参照し、それぞれの箇所で検討すべき事項を丹念に検討しており、また論文の体裁、論理の運び、文章表現ともに整然と落ち着いたものである。

以上のとおり、本論文は課程博士に十分値すると考える。